

「外国証券取引口座約款」の参考様式化に伴う規則等の整備について

平成 17 年 2 月 9 日
日本証券業協会

外国証券取引口座約款(以下「外証約款」という。)は、平成9年6月に、それまでは商品等に応じて複数存在していた約諾書が統合され、約款化されたものであり、現在、本協会、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所がそれぞれ規則の一部として定める、一字一句変更できない「統一約款」と位置付けられている。

しかしながら、昨今、外国証券取引を含めた証券業のあり方は大きな変革を見せており、それに伴い、国内制度の改正、証券会社を取り扱う商品の多様化等に伴う実務との乖離などが指摘されているが、「統一約款」という特性上、その改正に際しては協会員全体の実情や事務負担等に一定の配慮が必要であることなどから、内容が硬直的となりがちで全ての協会員が画一的な取扱いを強いられるなど、種々の問題が生じている。

ついては、昨今のこうした状況を踏まえ、外証約款について、各社が実情に合わせて創意工夫を発揮でき、かつ、機動的な変更を行うことを可能とすることで、ひいては顧客にとっての自由な選択、わかりやすい契約の締結、投資機会の拡大等に資するため、同約款を参考様式化することとし、投資者保護の観点から「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)(以下「4号規則」という。)の一部について、以下の考え方に基づき所要の改正を行うこととしたい。

項 目	内 容	備 考
1. 4号規則改正案策定に当たっての基本方針	外証約款の各条項には、昭和46年6月の大蔵省新聞発表及びこれを受けた4号規則において、投資者保護に資することを目的として定められた「対外証券取引に係る制度の枠組み」ともいうべき条項が存在すること、また、第2章(国内委託取引)のように、決済会社(日本証券決済(株))の実務が規定されており、各社に裁量の余地のない条項が存在していること等の諸事情を考慮し、当該条項については、顧客との契約事項に関し、必要に応じ、事項だけではなく、内容まで踏み込んで4号規則に規定することとする。 更に、外証約款の参考様式化に当たっては、既に参考様式化が実現している保護預り約款との比較において、両約款で内容的に重複している条項については、保護預り約款の「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則	・ 最も新しい法制度である社債等の振替に関する法律についてみると、同法に基き日本銀行の定める国債振替決済業務規程において、口座管理機関と加入者との間で契約すべき内容まで踏み込んで規定されている。

項 目	内 容	備 考
2. 基本方針に基づく各条項の分類 (1) 事項だけではなく内容まで踏み込んで定めるべき条項	第6号) 上の規定振りを参考としつつ、顧客との間で契約すべき事項を4号規則に規定することとする。 上記1. に基づき、現行の外証約款各条項について、4号規則上、顧客との契約事項に関し、事項だけではなく内容まで踏み込んで定めるべき条項は、原則として以下の基準に基づき分類することとする。 外国取引及び国内店頭取引については、大蔵省新聞発表及びこれを受けた4号規則において、投資者保護に資することを目的として定められた、外国証券取引に固有の制度・ルールとして位置付けられる条項(ただし、外国証券取引を巡る最近の環境の変化を勘案し、当該枠組みを変更すべき明確な理由のあるものを除く。) 該当条項: 第14条(受渡日等)第2号、第15条(外国証券の保管及び名義)第2号、第16条(選別基準に適合しなくなった場合の処理)、第17条(外国証券に関する権利の処理)第1号、第2号及び第6号、第18条(諸通知)、第19条(発行会社からの諸通知等)、第22条(金銭の授受)第1項 国内委託取引については、日本証券決済(株)を決済会社とする外国株券振替決済制度として位置付けられる条項 該当条項: 第4条(外国株券の混蔵寄託等)、第5条(寄託株券の外国の有価証券市場等での売却又は返還)、第6条(上場廃止の場合の措	・ 特別会員用の外証約款の該当条項: 第6条第2号、第7条第2号、第8条、 第9条第1号、第2号及び第6号、第 10条、第11条、第13条

項 目	内 容	備 考
(2) 事項のみを定めるべき条項	置)、第7条(配当等の処理)、第8条(新株引受権その他の権利の処理)、第9条(払込代金等の未払い時の措置)、第10条(議決権の行使)、第11条(株主総会の書類等の送付等) 上記 及び 以外に、現行の外証約款の全体を通じ、外国証券の取引に係る事務処理等について、同約款の参考様式化に伴い各社が統一的な取扱いを行わないこととされた場合に、顧客等との間で無用な混乱が生じることが懸念される条項 該当条項:第14条(受渡日等)第1号、第22条(金銭の授受)第2項 上記1.に基づき、現行の外証約款各条項について、4号規則上、顧客と契約すべき事項として定めるべき条項は以下のとおりとする。 該当条項:第2条(外国証券取引口座による処理)、第12条(売買注文の執行地及び執行方法の指示)、第13条(注文の執行及び処理)、第15条(外国証券の保管及び名義)第1号、第3号及び第4号、第17条(外国証券に関する権利の処理)第3号、第4号及び第5号、第20条(諸料金等)、第21条(外貨の受払い等)、第23条(取引残高報告書の交付)、第24条(届出事項)、第26条(届出事項の変更届出)、第27条(届出がない場合等の免責)、第28条(通知の効力)、第29条(口座管理料)、第30条(契約の解除)、第31条(免責事項)、第32条(合意管轄)、第33条(約款の変更)	・ 特別会員用の外証約款の該当条項: 第6条第1号 ・ 特別会員用の外証約款の該当条項: 第2条、第4条、第5条、第7条第1号、第3号及び第4号、第9条第3号、第4号及び第5号、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条

項 目	内 容	備 考
(3) 参考様式のみ示す条項	以下の条項については、参考様式のみ示すこととする。	
	該当条項：第1条(約款の趣旨)、第3条(遵守すべき事項)	・ 特別会員用の外証約款の該当条項： 第1条、第3条
(4) 削除すべき条項	以下の条項については、取引残高報告書制度の導入による預り証の廃止に伴い、平成13年4月1日の外証約款改正時において、次回の改正時に削除することを想定していた条項であるため、削除することとする。	
	該当条項：第23条の2(預り証の交付)、第25条(預り証の回収)、第25条の2(預り証紛失等の届出)	・ 特別会員用の外証約款の該当条項： 第14条の2、第16条、第16条の2
(5) 新設すべき条項	現行の外証約款上、契約準拠法が不明確となっていることから、準拠法を明らかにする条項を参考様式に追加することとする。 これまで不明確となっていた、協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券について、破産手続開始の決定などの事由により、現地保管機関において残高の抹消等が行われた場合の券面の取扱いを明確化することとする。	・ 平成18年以降のヘーグ条約の批准を見据え、将来的に物権準拠法についても同様に適用される条項とする。
3. 同一外貨建の外国証券間の乗換えに関する対応	同一外貨建の外国証券間の乗換えにおいて、無用な為替手数料を顧客に負担させないための方策として、外証約款の参考様式化に合わせて、以下の対応を図ることとする。 ・ 現行の外証約款第22条(金銭の授受)第1項について、あらかじめ、顧客からの申し出がない場合に、すべて円決済となる従来の取扱いを改め、円貨又は外貨(協会員が応じ得る範囲内で顧客が指定する外貨に限る。)によることとする。	・ 特別会員用の外証約款の該当条項： 第13条

項 目	内 容	備 考
4. 規則上の取扱い	本協会が所管する外証約款の条項(第1章、第3章及び第4章)については、4号規則上において、顧客との間で契約すべき事項及び内容を規定することとする。	・ 外証約款の参考様式については、本協会から協会員に対し、制度改正等に応じて可能な限りモデル条項を示していくこととする。
5. 国内委託取引に関する条項の取扱い	証券取引所が所管する外証約款の条項(第1章、第2章及び第4章)については、それぞれの証券取引所の受託契約準則において、4号規則における対応に準じて、顧客との間で契約すべき事項及び内容を規定する方法が想定される。	・ 投資者にとっての分かりやすさ及び約款に係る事務の利便性・効率性の観点から、国内委託取引(2章)に関する条項についても、他の条項に準じた構成とすることが適当。
6. その他	その他所要の整備を図る。	
7. 施行日(予定)	平成17年4月1日から施行する。	・ 平成17年4月1日以降、現行外証約款を引き続き一定期間使用することを認めるため、必要に応じて経過措置を設けることとする。

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間:平成 17 年 2 月 9 日から平成 17 年 2 月 28 日午後 5 時 00 分まで

パブリック・コメントの募集方法:郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合:public@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

内容に関する問い合わせ先 : 日本証券業協会 公社債・金融商品部 外国証券グループ (TEL:03 - 3667 - 8514)